

資料 5.

○高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画のスケジュール（案）

	令和2年						令和3年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
厚生労働省	第8期介護保険事業計画の策定に係る指針の公表					介護報酬改定（案）の発表		全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議	
山形県	国指針の市町村伝達		県ヒアリング第1回目	県ヒアリング第2回目		県内保険料の中間発表		全国会議の伝達会議	県内保険料の公表
介護保険事業計画等策定懇話会			第1回 (第7期計画の振り返り&ニーズ調査等の結果)			第2回 (第8期計画給付見込みと介護保険料)		第3回 (第8期計画案)	
介護保険事業計画等策定委員会（市役所内）					第1回			第2回	
高齢者福祉計画等策定ワーキンググループ（市役所内）				第1回	第2回	第3回			
介護保険運営協議会	第1回 (7/28)								
地域包括支援センター運営協議会	第1回 (7/28)					第2回			
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ほか基礎調査		報告書完成							
地域ケア推進会議	第1回 (8/7)				第2回			第3回	
その他								パブリックコメント実施	条例改正

令和2年度 鶴岡市介護保険事業計画等策定懇話会委員構成(案)

(敬称略、順不同)

No.	所 属	備 考
1	介護保険運営協議会(鶴岡市老人クラブ連合会)	(1)
2	介護保険運営協議会(鶴岡市町内会連合会)	(1)
3	介護保険運営協議会(連合山形鶴岡田川地域協議会)	(1)
4	在宅介護者家族代表	(1)
5	介護保険運営協議会(鶴岡地区医師会)	(2)
6	介護保険運営協議会(鶴岡地区歯科医師会)	(2)
7	鶴岡地区薬剤師会	(2)
8	一般社団法人 山形県社会福祉士会	(2)
9	介護保険運営協議会(鶴岡市民生児童委員協議会連合会)	(3)
10	介護保険運営協議会(鶴岡市社会福祉協議会)	(3)
11	鶴岡市学区・地区社会福祉協議会連絡委員会	(3)
12	鶴岡市ボランティア連絡協議会	(3)
13	介護保険運営協議会(東北公益文科大学)	(4)
14	認知症対応型共同生活介護事業者部会(地域密着型サービス事業所)	(5)
15	介護保険運営協議会(社会福祉法人ふじの里)	(5)(6)
16	介護保険運営協議会(社会福祉法人櫛引福寿会)	(5)(6)
17	介護保険運営協議会(社会福祉法人朝日ぶなの木会)	(5)(6)
18	温海地域団体代表	(6)
19	羽黒地域団体代表	(6)
20	介護保険運営協議会(公募委員)	(7)
21	介護保険運営協議会(公募委員)	(7)
22	介護保険運営協議会(公募委員)	(7)

- (1)被保険者を代表
- (2)保健、医療、福祉を代表
- (3)公益を代表
- (4)学識経験者
- (5)事業者を代表
- (6)地域を代表
- (7)市民公募

鶴岡市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）117条の規定に基づく鶴岡市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく鶴岡市高齢者福祉計画の策定に当たり、広く関係者、有識者等の意見を聴取するため、鶴岡市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員22人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、介護保険運営協議会（鶴岡市介護保険条例（平成17年鶴岡市条例第137号）第11条に規定する介護保険運営協議会をいう。）の委員に、市民、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱した委員を加えて構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(報酬)

第6条 委員に、予算の範囲内で報酬を支給する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、健康福祉部長寿介護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

○介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
- 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保の方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保の方策
 - 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
 - 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一緒にものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。